

2026 年 6 月 2 日

各 位

株式会社フジ・メディア・ホールディングス

株式会社 ATRA に対する議決権行使禁止の仮処分の申立ての認容に関するお知らせ

当社は、2026 年 2 月 4 日付臨時報告書にて開示しておりましたとおり、株主である株式会社レノラ（*）及び村上世彰氏と、2026 年 2 月 3 日付で ToSTNeT-3 を通じた当社による自己株式取得（本自己株式取得）への応募契約（本応募契約）を締結し、その中で本自己株式取得の完了後において野村氏、エスグラント及びシティインデックスファーストの手許に残存することとなった手残り株（本手残り株）については「速やかに」処分すること、および剰余金の配当を受ける権利以外の株主権を行使しない旨の合意をしておりました。

かかる中、2026 年 3 月 25 日付「株式会社エスグラントコーポレーションによる大量保有報告書提出に関する一部報道及び同社らに対する質問書兼要望書の送付に関するお知らせ」にて開示したとおり、本応募契約締結後において、ATRA による当社株式の取得・保有が進められ、当社はこの取得について本応募契約の趣旨に基づき疑義を指摘すると共に、本手残り株の処分を求めておりました。

当社は本応募契約の対象であった野村氏、エスグラント、及び本応募契約後に株式を取得した ATRA に対し、3 月 31 日時点で保有していた当社株式に関し、議決権不行使の誓約を求めたところ応じられなかったため、東京地方裁判所に対して、全ての保有株式を速やかに処分するとした本応募契約の趣旨に基づき、ATRA らによる当社の第 85 回定時株主総会における議決権行使の禁止を求める仮処分の申立て（本申立て）を行っておりました。

野村氏及びエスグラントについては本定時株主総会において議決権行使を行わないことで和解が成立する一方、和解が成立しなかった ATRA については、本日、東京地方裁判所は本申立てを認容し、本定時株主総会において同社による議決権行使を禁止する旨の決定を行いましたので、ここにお知らせいたします。

以 上

*株主

野村絢（野村氏）、株式会社エスグラントコーポレーション（エスグラント）、株式会社 ATRA（ATRA、野村氏及びエスグラントと併せて ATRA ら）、株式会社シティインデックスファースト